

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成20年12月22日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

中京区西ノ京原町、西ノ京下合町、西ノ京南原町、西ノ京銅駄町、西ノ京船塚町、西ノ京西月光町、西ノ京東中合町、西ノ京樋ノ口町、西ノ京小倉町、西ノ京東月光町、西ノ京永本町及び西ノ京星池町の各一部

右京区山ノ内池尻町、西院小米町、西院日照町、西院安塚町、西院笠目町、西院四条畷町、西院坤町、嵯峨天龍寺椎野町、嵯峨天龍寺広道町、嵯峨天龍寺車道町及び嵯峨北堀町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成20年12月22日から平成21年1月14日まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、平成20年12月29日から12月31日まで及

び平成21年1月2日を除く。)

#### 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

#### 5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

#### 6 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）